

## 平成21年6月1日に改正されました

### 防災管理 防災管理点検

防火管理が義務付けられる防火対象物のうち一定のものの管理権原者に以下の事項が義務付けられました。

- 1 統括管理者、班長等で構成された自衛消防組織を設置し火災、地震等の災害が発生した場合の活動を行なわせる事。
- 2 **防災管理者**を選任し防災管理上必要な業務を行なわせる事。
- 3 **防災管理者**に防災管理に係わる消防計画を作成させ 地震等の災害に備えた避難訓練を年1回以上実施する事。
- 4 **防災管理者**に防火管理者の行なう防火管理上必要な業務を行なわせる事。
- 5 防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務が適正に行なわれているか、毎年点検を行なわせ、消防署に報告する事。特例認定を受けた場合を除く。

消防法第8条が該当となる防火対象物で以下の用途、規模に該当するものが自衛消防組織の設置及び防災管理の対象物となります。

- 1 令別表第1(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項から(12)項まで(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物で以下のいずれかに該当するもの。
  - 地階を除く階数が11以上で延べ10,000㎡以上
  - 地階を除く階数が5以上10以下で延べ20,000㎡以上
  - 地階を除く階数が4以下で延べ50,000㎡以上
- 2 令別表第1(16項)に掲げる防火対象物で**対象用途**を含むもので以下のいずれかに該当するもの。
  - **対象用途**が11階以上にあり対象用途の床面積が10,000㎡以上
  - **対象用途**が5階以上10階以下にあり対象用途の床面積が20,000㎡以上
  - **対象用途**が4階以下にあり対象用途の床面積が50,000㎡以上
- 3 令別表第1(16項の2)に掲げる防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上のもの

注 **対象用途** 令別表第1(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項から(12)項まで(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

## 自衛消防組織を要する対象物

用途		規模 階数及び床面積 等
1項	劇場など	階数が11以上の対象物 延べ10,000㎡以上
2項	風俗営業店舗等	
3項	飲食店	
4項	百貨店	
5項イ	ホテル等	階数が5以上10以上の対象物 延べ20,000㎡以上
6項	病院 社会福祉施設等	
7項	学校等	
8項	図書館 博物館	
9項	公衆浴場	階数が4以下の対象物 延べ50,000㎡以上
10項	車両の停車場	
11項	寺院 神社	
12項	工場等	
13項イ	駐車場等	
15項	その他の事業場	
17項	文化財等	

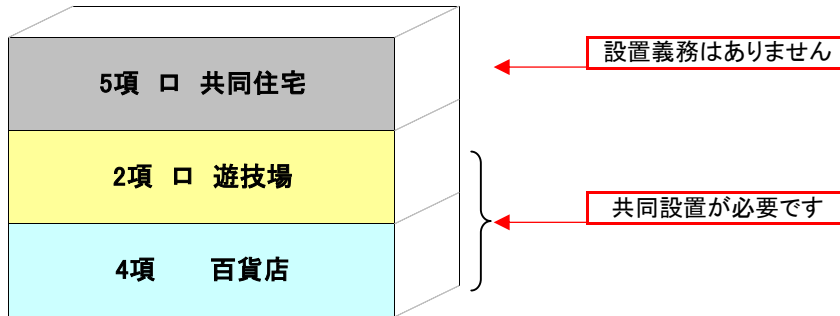
16項(複合用途)において対象用途に供される部分  
部分が下記の場合は次の様になります

対象用途に供する部分	対象用途に供される部分の床面積合計
11階以上	10,000㎡以上
5階以上10階以下	20,000㎡以上
4階以下	50,000㎡以上

**対象用途** 令別表第1(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項から(12)項まで(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる用途

# 自衛消防組織の設置について

## 用途によるもの



管理権原がそれぞれ分かれている場合は該当用途の管理権原者が共同して設置します

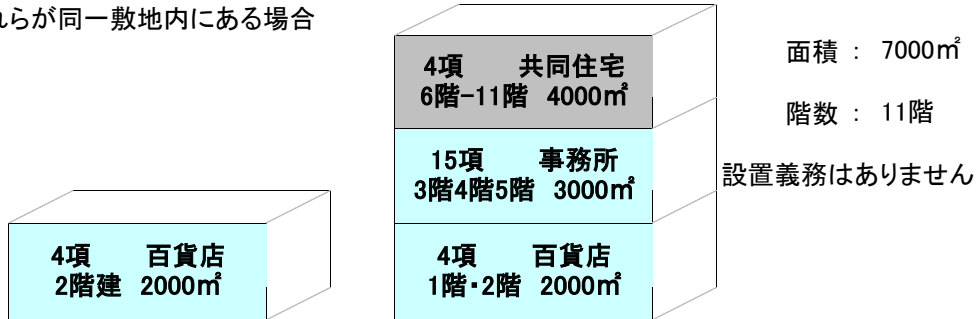
## 用途と床面積によるもの

同一管理権原者が同一敷地内に複数所有している場合

面積：対象用途の床面積を合計します

階数：対象用途が存する最も高い階数を全体の階数とします

これらが同一敷地内にある場合



これらが同一敷地内にある場合



西日本防災システム

NISHINIHO BOHSAI SYSTEM Co., Ltd